

いじめ問題重大事態への対応マニュアル（海陽町教育委員会）

1. 重大事態の発生（疑いを含む）

2. 海陽町教育委員会に報告が入る

（学校又は海陽町教育委員会のどちらかが主体になるか判断）

徳島県教育委員会に報告する

（人権教育課 いじめ問題対策室）

3. 重大事態の調査組織を設置する。（町が調査の主体となった場合）

（1）公平、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。

（2）被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。

（3）②又は③のどちらが調査の主体になるかを決定する。

（4）②既存の海陽町いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

（5）調査を行うための第三者組織（警察、青少年健全育成センター、子ども女性相談センター、弁護士、医師、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等）

4. 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

（1）調査前に被害児童生徒、保護者に①から⑥を説明する。

（2）被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。

（3）加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

5. 調査組織で、事実関係を明確に調査を実施する

（1）いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）

（2）海陽町教育委員会で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文部科学省「背景調査の指針（改訂版）を参照」）

①文書情報の整理

② アンケート調査の実施（詳細調査の実施 P 17）

③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施 P 18）

④情報の整理（詳細調査の実施 P 19）

6. 調査結果を徳島県教育委員会に報告する

7. 調査結果を基に必要な措置を講ずる

（1）被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的なケアを行う。

（2）被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動の助言・指導を行う。

（3）再発防止策を検討する。（詳細調査の実施 P 20）

（4）報告書のとりまとめをする。（詳細調査の実施 P 20）